

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税(種別割)関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、軽自動車の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	軽自動車税(種別割)関係事務	
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
軽自物件ファイル、宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の24項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下、デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表の第48項、並びにデジタル庁・総務省令第9号第50条 ■情報提供は実施しない	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部 税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
総務省・地方公共団体情報システム機構		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	潮来市総務部総務課 茨城県潮来市辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	潮来市総務部税務課 茨城県潮来市辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月16日	ファイル名	04_⑥特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)【軽自動車税】	04_⑥特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)【軽自動車税(種別割)】	事後	
令和2年4月16日	表紙－評価書名	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書	軽自動車税(種別割)関係事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	軽自動車税関係事務	軽自動車税(種別割)関係事務	事後	
令和2年4月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	地方税法第442条の2	地方税法第443条及び地方税法第444条	事後	
令和2年4月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	①軽自動車税課税情報の照会	①軽自動車税(種別割)課税情報の照会	事後	
令和2年6月1日	2. しきい値判断項目①対象人数	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①軽自動車税課税情報の照会。②納税通知書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	地方税法等の規定に則り、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	
令和3年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	軽自動車税システム 総合窓口システム (※1) 統合宛名システム 中間サーバー ※1. 総合窓口システムを利用していない場合は記載不要	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和3年9月1日	2. しきい値判断項目①対象人数	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二(27の項)	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	2. しきい値判断項目	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1号 別表第一 16項 番号法第9条第3項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成二十六年 九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1号 別表第一 16項 番号法第9条第4項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成二十六年 九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	事後	
令和5年6月16日	2. しきい値判断項目	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	2. しきい値判断項目	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	I 3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1号 別表第一 16項 番号法第9条第4項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成二十六年 九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1項、別表の24項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令(平成二十六 年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	事前	
令和6年6月28日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法 令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七 号) 第20条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法 律第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(令和6年5月24日デジ タル庁・総務省令第9号)(以下、デジタル 庁・総務省令第9号) 第2条の表の第48項、並びにデジ タル庁・総務省令第9号第50条	事前	